



## 38区市町が結束！ 貴重な都市農地を守ります！

～ 第8回都市農地保全自治体フォーラムを開催～

と き	7月14日(月) 午後1時15分～4時
と ころ	フォーラム：練馬文化センター小ホール(練馬区練馬1-17-37) 即売会：ココネリ3階(練馬区練馬1-17-1)ココネリホール

14日、練馬駅北口の練馬文化センターおよび官民複合施設ココネリで第8回都市農地保全自治体フォーラムが開催された。都市農地保全推進自治体協議会が実施。(東京都共催)

同協議会は、市街化区域内農地のある都内の全ての基礎自治体(38自治体(10区、26市、2町))で構成。

当日は、都民、農業者など約380人が来場。第一部では、全会員自治体の都市農地の保全や都市農業の振興に関する取組紹介のほか、前川耀男 都市農地保全推進自治体協議会会長(練馬区長)によるフォーラム宣言が行われた。前川区長は、参加者に都市部における農地の大切さを訴えるとともに、今後の活動に向けた決意を力強く宣言した。第二部では、農業ジャーナリストの榊田みどり氏を迎えて、講演会「都市農業で子どもたちの食教育を！」が行われた。また、ココネリ3階のココネリホールでは、都内10の農業協同組合の協力により、東京都内産の農産物・加工品の販売と紹介が行われ、多くの都民の方が訪れていた。



【フォーラム宣言の様子】



【即売会の様子】

### 【都市農地保全自治体フォーラムとは】

都市部の農地は、新鮮な農作物を供給するほか、良好な都市環境の保全や貴重な防災空間の確保など、多くの役割を担っている。さらに、住民が農に触れる憩いの場となるなど、多面的機能を有している。

こうしたことから都市住民の暮らしにとって、都市農地は失ってはならない大切な財産であり、同フォーラムでは都市農地の重要な役割や、保全していくことの重要性、また必要な法整備などを広く参加者に訴えた。

来賓として、国からは農林水産省、国土交通省をお迎えし、農業関係団体から全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、東京都農業会議、東京都農業協同組合中央会および全国都市農業振興協議会(事務局川口市)の協賛をいただいた。(東京都との共催)

### 【都市農地保全推進自治体協議会とは】

練馬区が呼びかけた、都市農地の保全などに取組む自治体連携組織。平成20年10月29日に発足。会長は前川耀男練馬区長。市街化区域内農地のある都内38の自治体が会員となっている。

協議会では、毎年フォーラムを開催し、都市農地の重要性を周知していくとともに、平成20年11月以降、農林水産省と国土交通省の各大臣宛に都市農地の保全に関する要望書を提出している。

### 【都市農地が持つ役割(多目的機能)】

農地は以下の役割を持っています。

- 1 新鮮で安心な農産物を地元を提供します【農産物供給機能】
- 2 住民が農に触れる憩いの場となります【レクリエーション・コミュニティ機能】
- 3 住民の健やかな生活を支えます【福祉・保健機能】
- 4 ヒートアイランド現象を緩和します【環境保全機能】
- 5 幅広い世代の学びの場になります【教育機能】
- 6 防災のための空間になります【防災機能】
- 7 良好な景観を作ります【景観形成・歴史文化伝承機能】

【問合せ】都市農地保全推進自治体協議会事務局

区民生活事業本部 産業経済部 都市農業課 農業振興係 電話 03-5984-1403

## 第8回 都市農地保全自治体フォーラム宣言

都市農地・農業は、新鮮で安全な農産物を供給するとともに、環境保全、防災、食育など多面的で重要な機能を有しており、都市住民にとって失ってはならない大切な財産である。

一方、都市政策において、都市で営まれる農業は市街化の進展とともに消えていく経過的な存在と捉えられ、都市計画法では都市農地を宅地化することが前提として位置づけられている。加えて、農業者の高齢化や後継者不足の進行に伴い、東京都内にある都市農地は、この10年間で東京ドーム223個分に相当する約1,050haの農地が失われ、極めて憂慮すべき状況となっている。

そのため、都市農地を有する自治体にとって、貴重な都市農地を守っていくことが重要な課題となっており、平成20年に課題認識を共有する自治体により、都市農地保全推進自治体協議会を設立し、連携して都市農地・農業の保全と振興を目指す活動を進めてきた。

その結果、国土交通省所管の社会資本整備審議会 都市計画部会 都市計画制度小委員会では、「都市と緑・農の共生」の実現を目指し、都市農地の保全が図られることが重要であるとの認識が示され、また、農林水産省所管の都市農業の振興に関する検討会では、都市農地の保全に関する制度改正に向けた議論を精力的に進めるとの認識が示された。さらに国会議員の間でも都市部の農業振興や農地保全を図るための基本法の制定に向けた議論が行われている。

国等における都市農地・農業の法制度上の位置づけの転換に向けた動きが具体化しており、本協議会の活動も重要な時期を迎えている。

都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地保全自治体フォーラムの開催を通じ、都市農地・農業が持つ多面的機能の重要性を確認し、かけがえのない都市農地保全の意義を広く訴える。さらに会員自治体の総意として、基本法の制定に加え、都市計画法の見直しや相続税納税猶予制度の維持・改善など都市農地の保全に資する法制度が省庁連携により整備されるとともに、都市農業振興政策の充実が図られるよう、強く国に働きかけるなど、都市農地の保全に向けて全力で行動していくことを、ここに宣言する。

平成26年7月14日

都市農地保全推進自治体協議会